

差出人: [REDACTED]
日時: 2015/10/22(木) 15:45
宛先: 山内 勲 <yamauchi_isao@town.rankoshi.lg.jp>
CC: [REDACTED]
件名: Re: スキー場の譲渡について

蘭越町総務課長
山内様

お世話様でございます。
[REDACTED]の指示にもとづいて以下のメールをお送りいたします。

よろしくご査収くださるようお願い申し上げます。

[REDACTED]

=====

蘭越町長
宮谷内 留雄様
UTグループ株式会社
代表取締役社長 若山 陽一

チセヌプリスキー場の譲渡について

標記につきまして、当社は平成27年4月2日付けで、以下の蘭越町ウェブサイトに記載された条件をもとに譲渡金額5000万円で譲渡希望者として応募しています。

http://www.town.rankoshi.hokkaido.jp/topics/2015/03/post_193.html

(添付ファイルご参照)

公募条件の中で特に重視したのが、「譲渡金額以外の負担(保証金等)は一切無し」との条件でございます。この条件から、北海道から要求されるスキー場の原状回復義務について連帯保証を蘭越町様が行うものと理解しておりました。

つまり、蘭越町様が連帯保証人となる条件は公募条件の中で極めて重要かつ大きな要素であります。

また、譲渡時点で、譲渡主体法人と別途法人で連帯保証を行うことの実質追加負担がない前提で全ての事業計画を策定しておりました。

実際今年の6月時点までは、蘭越町様が連帯保証人となる前提で蘭越町様は北海道と交渉していたと蘭越町様関係者より口頭で報告を受け確認をしております。

しかし、財政援助制限法第3条によれば、「政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない」ため、新たに連帯保証先を見つける必要が生じたと認識しております。

すでにお伝えしたように、現状回復義務は最低でも5000万円は必要と試算されます。

北海道が納得する連帯保証を行うためには、5000万円の財務負担を行うことが可能な財政状態を保つ法人に連帯保証を頼むことが新たに必要になっています。そのような保証をできる法人が無償で連帯保証人となることは経済合理性上ありえません。

よって何らかの形で、将来発生するかも知れない5000万円の負担を当社が行わない限り、そのような法人に連帯保証人となってもらうことは困難でございます。従って、将来撤退するしないにかかわらず、蘭越町様以外の連帯保証人を別途当社が用意することは、譲渡時点で最低5,000万円の資金負担が増えることと同義となると考えております。

当社グループ内で連帯保証を別途立てたととしても、財務戦略上将来にわたって5000万円相当の現金流出に対して常に供えておくことが実質必要になってくるため、連帯保証人が当社グループ内、グループ外に関わらず、実質負担は増えることと理解しております。

つまり、当社としましては、連帯保証人を別途用意するというだけで、大幅な資金負担が事実上、譲渡時点で発生すると考えております。これは経済合理性から見て必然的なことであり、この負担を前提とすると事業計画の前提が根本から崩れることになることは重ねてご理解を賜りたいと存じます。

このような点を背景に、公募条件が当初とかけ離れた状況であるとの認識を当社関係者が持ったため、当社の監査役、顧問弁護士からは、①5000万円の負担増加に見合う譲渡金額の軽減、②譲渡金額支払い方法の工夫、③蘭越町様の集客のご支援を交渉すること等が協議継続の条件として示されました。

こうした状況を説明するために、平成27年10月18日に実施された当社と蘭越町様との面談において添付PDF資料をベースに協議させていただいた結果、③について、「開業時における町長のご挨拶」、「PR活動のご支援」、「ニセコ地域からチセヌプリまでのバス運行開始のご支援」、「チセヌプリ利用者の日帰り温泉利用に優遇料金設定」についてご支援の余地があるとのご回答をいただいたものと理解しております。

また、その点は平成27年10月20日に蘭越町総務課長山内様から頂戴したメールからも確認させていただいております。

しかしながら、当社の監査役、顧問弁護士等と内容を協議した結果、ご支援によるメリットだけでは、現状回復義務の連帯保証を負う法人を手当てするために発生する負担増をまかなうには不十分であるとの結論に達しました。

よって、さらに何らかの実質的な価値のある追加のご支援（譲渡金額の減額、支払い時期の遅延、町民のスキー利用における助成金等）を蘭越町様からご提示していただくことが、チセヌプリスキー場の譲渡について協議を継続するための条件であると考えております。

なお、事業計画の前提となっているスキーリフトの見積もり期限が10月31日であり、また、当社の取締役会開催日が10月27日であるため、大変お手数ではありますが、10月26日までに追加のご支援の内容について具体的にご提示をいただければ幸いです。

10月26日までに追加のご支援について蘭越町様よりご提示がない場合は、チセヌプリスキー場の譲渡の協議については白紙にさせていただきたいと存じます。

よろしくご検討をお願いいたします。

2015年7月1日よりUTホールディングス株式会社から
UTグループ株式会社へ社名変更となりました。

メールアドレスが、[redacted] から
[redacted] に変更となりました。

UTグループ株式会社
〒141-0022 東京都品川区東五反田1-11-15
電波ビル6階

[redacted]
[redacted]
[redacted]

代表電話： [redacted]
[redacted]

2015年10月20日 17:51 [redacted] >:

> 山内様
>
> お世話様でございます。
>
> 下記承りました。これをもとに当社で再度検討しご回答させていただきたいと存じま
す。なにとぞよろしく願いいたします。

>
>
>
> 2015年7月1日よりUTホールディングス株式会社から
> UTグループ株式会社へ社名変更となりました。

>
> メールアドレスが、[redacted] から
> [redacted] に変更となりました。

> *****

> *UTグループ株式会社*
> 〒141-0022 東京都品川区東五反田1-11-15
> 電波ビル6階

> [redacted]
> [redacted]
> [redacted]

> 代表電話： [redacted]
> [redacted]

> *****

> 2015年10月20日 14:38 "山内 勲" <yamauchi_isao@town.rankoshi.lg.jp>:

>
>

>> ████████様

>>

>> 以下の通り、町長から指示がありましたので送付します。

>>

>>

>>

>> 平成27年10月20日

>>

>> UTグループ(株)

>> 代表取締役社長 若山 陽一 様

>>

>>

>> 蘭越町長 宮谷内 留 雄

>>

>>

>>

>> チセヌプリスキー場の譲渡について

>>

>>

>>

>> 標記につきましては、平成27年4月2日付けで貴社から譲渡希望者として応募がありましたので、当初の企画提案書等を検討させていただいた結果、譲渡する相手先として妥当であると判断し譲渡の内定をしたところです。

>>

>> その後、北海道運輸局や後志総合振興局との事前協議において、一部事業計画変更なども余儀なくされ今日に至っている訳ですが、そのような中で先般、貴社から蘭越町に対して幾つかの要望等があったものと理解しております。

>>

>> これらを踏まえ、10月18日に要望等のあった件について内部で検討した結果、「蘭越町様の集客のご支援」に関する幾つかの要望については、ご協力できることもありますが、その全てについて応えることは難しいと考えております。

>> また、譲渡金額につきましても、当初からの公募条件であります5,000万円を減額するなどの変更は難しいと考えておりますので、ご理解ください。

>> なお、これらにつきましては、関係機関や法曹にも一定の相談をさせていただき、蘭越町の条件に変更が生じない形で進めるようにと指導をいただいております。

>>

>> 従いまして、以上のような条件等をご理解いただけるのであれば、今後とも貴社への譲渡を前提に協議を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくご検討願います。

>>

>>

>>

>>

>>

>> 蘭越町 山内

>>

>>

>>

>>

>>

>>

>

「チセヌプリスキー場」譲渡希望者を公募中です(4月30日まで) | トピックス | 蘭越町ホームページ